第２期特定健康診査等実施計画

（平成２５年度～平成２９年度）

東京電子機械工業健康保険組合

平成 25 年

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、第２期（平成２５年度から２９年度）における東京電子機械工業健康保険組合（以下、「電子健保」という。）の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第１９条により、５年ごとに５年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

電子健保の現状

電子健保は、電子機器および同部品の開発、設計、製造、加工、組立または検査等を主たる業とする事業所が加入する健康保険組合である。

平成２５年３月現在の事業所数は９１５で、約８割が東京都及び近郊に所在し、支店や営業所は全国に点在している。

電子健保に加入している被保険者は、平均年齢が４０．２７歳で、男性が全体の７割強を占める。健康診断については、主として契約健診機関（全国３７都道府県で２３６機関）及び東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）が契約している健診機関における成年者健診及び、生活習慣病予防健診、人間ドックで実施する。契約健診機関で受診できない場合は、必要に応じ契約外の健診機関についても実施場所とすることができるように補助金による助成を行っている。

平成２４年度の成年者・生活習慣病予防健診等の各種健康診断の実施人数は、１２９，３４６人（内訳：被保険者１１９，０５９人、被扶養者１０，２８７人）で、８割強が契約健診機関で受診している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

（１） 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

（２） 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が主体となる健診を実施した場合は、電子健保はそのデータを事業者または健診機関から受領することにより、特定健診及び保健指導の実施に活用する。

（３） 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

１．達成目標

（１） 特定健康診査の実施に係る目標

平成２９年度における特定健康診査の実施率を８５．０％とする。

この目標を達成するために、平成２５年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 （%）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0	—
被扶養者	32.0	40.0	48.0	57.0	62.0	—
被保険者＋被扶養者	70.0	74.0	78.0	82.0	85.0	85.0

（２） 特定保健指導の実施に係る目標

平成２９年度における特定保健指導の実施率を３０．０％とする。

この目標を達成するために、平成２５年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

【被保険者＋被扶養者】 （人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
特定保健指導対象者数（推計）	15,700	16,763	17,845	18,948	19,838	—
実施率（%）	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	30.0%
実施者数	1,570	2,514	3,569	4,737	5,951	—

２．特定健康診査等の対象者数

（１） 対象者数

①特定健康診査

【被保険者】 （人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
対象者数（推計値）	62,189	62,810	63,438	64,072	64,712
40 歳以上対象者	62,189	62,810	63,438	64,072	64,712
目標実施率（%）	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0
目標実施者数	54,104	55,900	57,728	5,9586	61,476

【被扶養者】 （人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
対象者数（推計値）	27,523	277,99	28,077	28,358	28,642
40 歳以上対象者	27,523	277,99	28,077	28,358	28,642
目標実施率（%）	32.0	40.0	48.0	57.0	62.0
目標実施者数	8,694	11,151	13,654	16,207	17,875

【被保険者＋被扶養者】 （人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
対象者数（推計値）	89,712	90,609	91,515	92,430	93,354
40 歳以上対象者	89,712	90,609	91,515	92,430	93,354
目標実施率（%）	70.0	74.0	78.0	82.0	85.0
目標実施者数	62,798	67,051	71,382	75,793	79,351

②特定保健指導

【被保険者＋被扶養者】 （人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
40 歳以上対象者	89,712	90,609	91,515	92,430	93,354
動機付け支援対象者	5,652	6,035	6,424	6,821	7,142
実施率（%）	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0
実施者数	565	905	1,285	1,705	2,142
積極的支援対象者	10,048	10,728	11,421	12,127	1,2696
実施率（%）	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0
実施者数	1,005	,1609	2,284	3,032	3,809
保健指導対象者計	15,700	16,763	17,845	18,948	19,838
実施率（%）	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0
実施者数	1,570	2,514	3,569	4,737	5,951

３．特定健康診査等の実施方法

（１）実施場所

ア　特定健診

電子健保が契約する健診機関及び東振協の契約する健診機関にて実施する。また、必要に応じ契約外の健診機関についても実施する場所とすることができる。

イ　特定保健指導

電子健保が契約する健診機関及び東振協の契約する健診機関にて実施する。また、必要に応じ保健指導機関に委託して全国での利用が可能となるよう借置する。

（２）実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第２編第２章に記載されている健診項目とする。

（３）実施時期

実施時期は、通年とする。

（４）委託の有無

ア　特定健診

健診機関及び東振協と契約を締結し、全国での受診が可能となるように措置する。

イ　特定保健指導

健診機関及び東振協、保健指導機関と契約を締結し、全国での受診が可能となるように措置する。

（５）受診方法

ア　特定健診

被保険者、被扶養者（配偶者）については、事業主または受診希望者が、当健康保険組合契約健診機関または、契約外の健診機関に直接予約し受診する。

被扶養者については、受診カードを送付する。当該被扶養者は受診カードを指定の契約健診機関に提出して、特定健診を受診する。

イ　特定保健指導

被保険者については事業所担当部署からの案内に従い、特定保健指導を受ける。

被扶養者については、組合から事業所担当部署経由または保健指導機関からの保健指導案内に従い、保健指導を受ける。

（６）周知・案内方法

周知は、組合機関誌等に掲載するとともに、ホームページに掲載して行う。

（７）健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から直接電子データを原則月単位で受領して、電子健保で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は５年とする。

（８）特定保健指導対象者の選出の方法

保健指導レベル判定（階層化）に基づき、対象者を選出する。

（９）個人情報の保護

個人情報の保護は、東京電子機械工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

電子健保及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

電子健保のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当健康保険組合健診課職員に限る。

４．特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載し各事業所に周知する。

５．特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と大きくかけ離れた場合や、その他必要があるときには見直すこととする。